

令和5年6月教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和5年6月29日(木) 午後2時から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

3 出席者

教育長 早川 義裕 1番委員 大谷 和弘 2番委員 本間 倫子
3番委員 山縣 知子 4番委員 小林 晃彦

(教育長及び委員以外の出席者)

教育部長 市川均、歴史文化指導監 中西聰、教育総務課長 瀧本幸次、教育総務課参事 小林秀智、教育総務課参事 石澤克明、学校教育課長 牧井創、学校教育課参事 水澤一彦、社会教育課長 福山亮、社会教育課参事 宮崎英紀、文化行政課長 新保誠吾、スポーツ推進課長 吉田正典、高田幼稚園長 瀧口寿美子、教育センター所長 竹内学、高田城址公園オーレプラザ館長 岩野俊彦、高田図書館長 小暮ひろ子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 渡辺富士雄、青少年健全育成センター所長 池田隆、歴史博物館長・小林古径記念美術館長 宮崎俊英

事務局 教育総務課副課長 小酒井洋平、教育総務課副課長 佐藤晴美、企画係長 秋山大樹、企画係主事 八木春佳

4 傍聴人 0人

5 会議に付議した事件

- 議案第34号 上越市立幼稚園・学校食物アレルギー対応委員会開催要綱の制定について
- 議案第35号 小中一貫教育実践校の代表校長、副代表校長の選任等について
- 議案第36号 上越市学校給食運営委員会委員の委嘱について
- 議案第37号 上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び解任について
- 議案第38号 上越市博物館協議会委員の任命について
- 報告第1号 専決処分した事件の承認について(上越市学校適正配置審議委員会委員の委嘱及び解任)

教育長開会宣言 午後2時

会議録署名委員の指名 大谷 和弘 委員

教 育 長 | 議案第34号上越市立幼稚園・学校食物アレルギー対応委員会開催要綱の制定について、説明を求める。

教育総務課長 | このたびの要綱制定は、上越市立幼稚園・学校における食物アレルギーの適切な対応を図るため、上越市立幼稚園・学校食物アレルギー対応委員会の開催に必要な事項を定めるものである。
施行期日は、令和5年7月1日とする予定である。
今後、学校における食物アレルギー対応の手引きを改定する際は、教育委員会事務局の役割として、この上越市立幼稚園・学校食物アレルギー対応委員会について

	明記する。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 34 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 35 号小中一貫教育実践校の代表校長、副代表校長の選任等について、説明を求める。
教育総務課長	小中一貫教育実践校については、令和 3 年度までに中学校区の合同学校運営協議会で承認を得たこと、上越市立学校管理運営に関する規則第 46 条に規定する指定の要件を満たしていることから、同規則第 44 条第 2 項の規定に基づき、全ての中学校区を小中一貫教育実践校として指定している。 それに伴い、同規則第 47 条の規定に基づく代表校長、副代表校長の報告があり、資料のとおり取りまとめたものである。 任期は、承認いただいた日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
小 林 委 員	代表校長、副代表校長の選任についての意見は無い。 小中一貫教育実践校の取組が行われることによって、こういったメリットがあるのか、一般の方や保護者の方にどの程度周知され、浸透しているのか知りたい。
学校教育課長	学校や教育委員会の中では、小中一貫教育実践校の取組は成果があると捉えているが、市民や保護者の方への周知は学校に任せており、学校だより等でこの取組について取り上げ、保護者や地域の皆さんに配布していると把握している。
小 林 委 員	小中一貫教育実践校は市の特色ある取組だと思うので、市民が小中一貫教育実践校のメリットを理解し、胸を張ってこの制度が進められるよう、周知の仕方も含めて、検討してほしい。
教 育 長	今年 10 月 20 日金曜日に、上越市のユートピアくびき希望館で小中一貫教育実践校の研究会を行うことになっている。 こういった機会に、学校だけではなく一般の方に向けても、小中一貫教育の取組を周知していきたいと考えているので、機会があったらぜひ参加してほしい。 それでは、議案第 35 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 36 号上越市学校給食運営委員会委員の委嘱について、説明を求める。
教育総務課長	上越市学校給食運営委員会は、学校給食の充実と適正な運営を図るために設置しているものである。 このたびの委嘱は、3 月末で解任した小中学校の P T A 会長の後任委員を充てるものであり、任期は、前任者の残任期間である令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 11 月 21 日までとする。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 36 号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第 37 号上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び解任について、説明を求める。

教育総務課長 上越市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため設置するものである。

このたびの委嘱及び解任は、上越市地域青少年育成会議協議会役員の改選に伴い、解任しその後任を充てるものであり、任期は、前任者の残任期間である令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 37 号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第 38 号上越市博物館協議会委員の任命について、説明を求める。

教育総務課長 このたびの任命は、上越市博物館協議会条例第 3 条の規定に基づき、上越市立歴史博物館及び上越市立水族博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、博物館事業に対する意見をいただくため、10 人の委員を 2 年間の任期で任命するものである。

任期は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 38 号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 報告第 1 号専決処分した事件の承認について（上越市学校適正配置審議委員会委員の委嘱及び解任）、説明を求める。

教育総務課長 上越市学校適正配置審議委員会は、上越市立学校の学校教育の一層の充実及び振興を目指し、全市的な視点から学校の適正配置基準等について検討するため設置するものである。

このたびの専決処分は、上越市小中学校 P T A 連絡協議会役員及び上越市地域青少年育成会議協議会役員の改選に伴い、両会議の開催と学校適正配置審議委員会の開催の日程の関係から、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、上越市学校適正配置審議委員会委員 2 人を専決処分により委嘱及び解任したものである。

上越市小中学校 P T A 連絡協議会から選出された委員の委嘱及び解任の発令日は令和 5 年 5 月 29 日であり、上越市地域青少年育成会議協議会から選出された委員の解任の発令日は令和 5 年 5 月 31 日、委嘱の発令日は令和 5 年 6 月 1 日で、任期は前任者の残任期間である令和 7 年 3 月 31 日までとする。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長

それでは、報告第1号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

閉会宣言 午後2時18分

令和5年7月26日

上越市教育委員会

教育長 早川 義裕

会議録署名委員 大谷 和弘